

見積設計単価等の公表について

1 概要

- 県の標準積算基準に定めのない資材単価や歩掛等（以下「見積設計単価等」という。）については、見積徴取等により決定しているが、これらについては、見積提出者等に不利益を与えるおそれがあることなどから、これまで非公表としてきた。

※ 歩掛について

- 工事費は、材料費、労務費及びトラック等の機械経費を積み上げて算定する。歩掛とは、工事費を積み上げるために、材料費以外の労務費や機械経費を、各工種ごとに必要となる人数や時間で表したものをいう。

- これらの見積設計単価等について、閲覧図書における積算の透明性、客観性向上のため、平成22年4月12日以降に実施決定した工事等から、入札閲覧時に原則公表することとした。

2 公表対象範囲について

- 決定した見積設計単価等を公表する（各見積提出者名及び各見積提出者の見積金額等は非公表とする）。
- なお、産業廃棄物処分料、借地料、物価資料により決定した単価、機械損料、単独見積により決定した単価、見積提出者から非公表の条件が付された場合の単価については、それぞれ見積提出者等に不利益を与えるおそれがあることなどから、これまでどおり非公表とする。